

平成 19 年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成 19 年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

- 所得税 平成 19 年 1 月分から適用 → 4 段階の税率を、6 段階に細分化
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)
- 住民税 平成 19 年 6 月分から適用 → 3 段階の税率から、一律 10% に
(都道府県民税 4%、市区町村民税 6%)

ほとんどの方は、1 月分から所得税が減り、そのぶん 6 月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300 万円	124,000 円	64,500 円	188,500 円	62,000 円	126,500 円	188,500 円	0 円
500 万円	258,000 円	163,000 円	421,000 円	160,500 円	260,500 円	421,000 円	0 円
700 万円	474,000 円	307,000 円	781,000 円	376,500 円	404,500 円	781,000 円	0 円

夫婦 + 子供 2 人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300 万円	0 円	9,000 円	9,000 円	0 円	9,000 円	9,000 円	0 円
500 万円	119,000 円	76,000 円	195,000 円	59,500 円	135,500 円	195,000 円	0 円
700 万円	263,000 円	196,000 円	459,000 円	165,500 円	293,500 円	459,000 円	0 円

※夫婦+子供 2 人の場合、子供のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ★このほか、実際の負担増減額には、平成 19 年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。
 (詳しくは右のページをご覧ください)

▼税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成 11 年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成 19 年 1 月分、住民税は平成 19 年 6 月分から)

平成 18 年	平成 19 年以降
所得税: 平成 18 年 1 月分から 税額の 10% 相当額を減額(12.5 万円を限度)	所得税: 平成 19 年 1 月分から廃止
住民税: 平成 18 年 6 月分から 税額の 7.5% 相当額を減額(2 万円を限度)	住民税: 平成 19 年 6 月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供 2 人・給与収入 700 万円(年額)

平成 18 年	平成 19 年
住民税 196,000 円 ・定率減税 △ 14,700 円 所得税 263,000 円 ・定率減税 △ 26,300 円 合計 418,000 円	住民税 293,500 円 所得税 165,500 円 合計 459,000 円

※子供のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の人(昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の人は、平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成 18 年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成 17 年度	平成 18 年度以降
合計所得金額 125 万円以下の人 非課税	経過措置として 平成 18 年度は税額の 3 分の 2 を減額 平成 19 年度は税額の 3 分の 1 を減額 平成 20 年度以降は、全額負担 課税 ※この経過措置は昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人が対象になります。

モデルケース 70 歳独身・年金収入 200 万円(年額)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
住民税 非課税	住民税 19,900 円 ・定率減税 △ 1,500 円 ・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$ △ 12,267 円 所得税 34,800 円 ・定率減税 △ 6,960 円 合計 27,840 円 (税額 27,800 円)	住民税 37,300 円 ・住民税 × $\frac{1}{3}$ △ 12,434 円 所得税 34,800 円 ・定率減税 △ 3,480 円 合計 37,453 円 (税額 37,400 円)
		住民税 37,300 円 ・住民税 × $\frac{1}{3}$ △ 12,434 円 所得税 17,400 円 合計 42,266 円 (税額 42,200 円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※年金収入 200 万円の人は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は 125 万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。